

議案第四十八号

港区特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例

(港区特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第一条 港区特定公共賃貸住宅条例(平成五年港区条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改める。

第七条第一項第一号中「若しくは」を「、」に改め、「」の下に「若しくは本人とともに港区男女平等参画条例(平成十六年港区条例第三号)第九条の二第一項に規定するみなとマリアージュ制度を利用する者(以下「みなとマリアージュ制度の相手方」という。)」を加え、同項第二号中「」の下に「、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七号第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親である本人に委託されている

児童（次項第四号において「里子」という。）又はみなとマリアージュ制度の相手方」を加え、同条第二項第一号中「若しくは配偶者」を「、配偶者若しくはみなとマリアージュ制度の相手方」に改め、同項第四号中「親族」の下に「、里子又はみなとマリアージュ制度の相手方」を加える。

第二十六条第一項第一号中「配偶者」の下に「若しくはみなとマリアージュ制度の相手方」を加え、「使用者若しくは」を「使用者、」に改める。

（港区営住宅条例の一部改正）

第二条 港区営住宅条例（平成六年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「」の下に「、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親である本人に委託されている児童（次項において「里子」という。）」を加え、同条第二項中「親族」の下に「、里子」を加える。

（港区立住宅条例の一部改正）

第三条 港区立住宅条例（平成六年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改める。

第七条第一項第二号中「」の下に「、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親である本人に委託されて

いる児童」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第十四号）の施行による特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）の一部改正を踏まえ、同居することができ者の範囲を拡大するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。